

令和 7 年度おきなわ水産エコラベルを活用したブランド化支援委託業務 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度おきなわ水産エコラベルを活用したブランド化支援委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 16 日（月）

3 事業の目的

県独自の水産エコラベル認証制度を構築し、制度と資源管理の取り組みを広く周知するとともに、認証水産物のブランディングによって、資源管理された水産物の付加価値向上を図る。（沖縄振興特別推進交付金；令和 4～8 年度）

（事業背景）

沖縄県におけるサンゴ礁性水産生物の資源量は、これまでの過剰な漁獲や環境の悪化等により減少傾向にある。県は、これまで漁業者と協働で漁獲サイズ制限等の資源管理を実施しており、一部の水産生物では、資源量の増加や減少傾向の抑制が確認されている。しかし、資源管理による漁獲制限によって、漁業者の収入は短期的に減少してしまうことが課題となっている。

そのため、今後、持続的な漁業を実現していくためには、資源管理の取り組みに関して県全体（生産者・取扱業者・消費者等）の理解向上を図るとともに、資源管理された水産物の付加価値化及びその向上が必要である。これらを実現するために、MSC や MEL といった国際的な水産エコラベル認証制度を活用する考えがあるが、産業規模の小さい本県サンゴ礁域漁業による取得は困難である。そこで、沖縄県独自の水産エコラベル認証制度の構築を行うことにより、上記課題解決に取り組む。

（令和 6 年度までの実施内容の概要及び今後の展開想定）

令和 4 年度：県内漁業関係団体に対する MSC や MEL 等の水産エコラベル認証取得に関する意向調査及び県内小売事業者に対する水産エコラベル認証産物の取扱いに関するヒアリングを実施した。

令和 5 年度：令和 4 年度調査から、既存の MSC や MEL 等の国際的な認証制度は、産業規模の小さい本県サンゴ礁域漁業が取得するには困難であると結論付け、本県漁業にマッチした県独自の認証制度を構築することとなった。

令和 6 年度：県独自の認証制度構築に向け、認証名称、認証ロゴマーク、審査委員の選定、認証内容の検討を実施した。

令和 7 年度：認証制度を開始し、2 件以上の認証を目標とする。認証制度及び認証水産物等のプロモーション等を実施する。

令和 8 年度：認証制度及び認証水産物等のプロモーションの実施（予定）。

4 委託料の支払い

委託料は、委託業務の完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、精算払いを行う。また、必要性が認められる場合には、別途契約書に定めるところにより、概算払いを行う。

5 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額 17,281,000 円以内（消費税及び地方税含む）で見積もること。
ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ア 直接人件費
- イ 直接経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、再委託費等）
- ウ 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内）
- エ 消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する）
- オ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

※ 再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

6 委託業務内容

(1) 令和7年度に実施する業務

本委託業務は、本県漁業が持続可能な水産業として発展していくために、本県独自の認証制度を構築することで、資源管理された水産物の認知度及び付加価値の向上、また資源管理に取り組む団体の支援を行うものとする。

① 県独自の認証制度（沖縄県みらいゆまー認証）に係る会議の開催及び運営支援

ア 認証スキームに関する検討会の開催・運営支援（年3回程度）

学識経験者、漁業関係団体、県研究機関、県行政等から成る認証検討会を開催・運営を支援する。

※ 留意事項

(1) 当該認証制度は、県の認証制度である。令和6年度までに、認証委員の選定、認証名称、認証ロゴマークが決定し、認証制度の大枠が構築されている状況にある。そこで、令和7年度では、当該検討会で最終的な制度内容を固め、令和7年度11月までに下記審査会を開催できるように進める。

(2) 認証制度の詳細及び進捗状況については、希望があれば別途県から応募申請者に説明を行う。

イ 認証審査会の開催・運営支援（年1回程度）

認証取得を希望する団体からの申請内容の判定審査を実施する審査会（アと同様の委員で構成される）を開催・運営する。

ウ 認証制度に係る必要事項の準備

商標登録、認証書、認証書木枠等の制度開始及び運営に必要な物品等を準備する。

※ 留意事項

ロゴマークの商標は出願中である。

② 認証取得及びブランディングの推進

ア 認証取得又は希望団体のブランディング支援

認証取得した又は認証希望する団体に対し、認証水産物又は認証候補水産物のブランディング（付加価値化）に必要な支援を行う。

※ 留意事項

- (1) 対象団体と十分調整し、連携して取り組むこと。資源管理を前提としたブランド水産物の立ち上げ、流通調査、販売戦略、課題解決等の支援を行うこと。なお、当該対象水産物は資源管理の観点から、定時・定量の確保が困難なことに留意すること。
- (2) 委託業務内で令和7年度に2団体以上の認証取得を目標としている。
- (3) 令和6年度までの支援及びヒアリング内容については、希望があれば別途県から応募申請者に説明を行う。

③ 県独自の認証制度及び認証水産物の認知度及び付加価値の向上

ア 認証制度及び資源管理のプロモーション等

認証制度や資源管理の重要性を水産物取扱業者や消費者等に向けに広く周知する。イベント開催、産業祭りへの参加の他、メディア、SNS、広報物、著名人の招致等を活用し、効果的に実施する。

※ 留意事項

具体的な内容については、委託業者提案により、県と検討していく。

イ 認証水産物の認知度向上及び付加価値化

認証団体が実施している資源管理の取り組みに関する情報発信など、産地・実需者・消費者に対して効果的なイベントの開催やプロモーションを行う。

※ 留意事項

具体的な内容については、委託業者提案により、県及び関係団体と検討していく。
上記アとの連動等も加味すること。

④ その他

上記①から③に該当しない業務かつ事業の目的達成に有効な取り組みの提案

※ 留意事項

令和8年度に実施する業務（見込み）を見据え、必要な事前情報の収集や各種調整等を行うこと。

⑤ 報告書類の作成

ア 業務実施計画書

計画書には仕様書に記載されている業務項目のスケジュール、実施体制（業務担当割り振り等）を含めること。

- ・規格 : A4 版
- ・部数 : 1 部
- ・提出方法 : 印刷物及び電子ファイル（契約日から 10 日以内に提出すること）

ウ 委託業務報告書

- ・規格 : A4 版
- ・部数 : 5 部
- ・提出方法 : 印刷物及び電子ファイル

※ 留意事項

委託業務報告書の電子ファイルは USB メモリで提出すること。

流通調査等を実施した場合は、エクセルデータも提出すること。

7 委託業務の経理

- （1）委託業務に係る経費の支出については領収書等の証明書類を保存し、委託業務終了後に証憑書類として写しを提出する。
- （2）支出額および支出内容について要件を満たさない場合は、委託料の支払いができない場合がある。
- （3）委託業務に係る経費は会計帳簿などで整理し、その用途を明らかにしておくこと。
- （4）支出内容に係る証明書類は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- （6）委託業務を実施する場合、財産（備品等）の取得は認めないものとする。

8 再委託に関する取扱い

（1）一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、契約金額の 50%を超える業務、又は企画判断、管理運営などの委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の履行を第三者に再委託することはできない。

（2）再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の簡易な業務については事前の承認を要さない。

ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

イ 原稿・データの入力及び集計

ウ イベント実施に係る荷物の輸送

エ その他、県と別途協議を行った業務

（3）再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

9 その他

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、県と情報を共有し連携しながら業務を遂行する。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定める。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (5) 事業採択にあたっては、審査会における決定だけでなく、内閣府の確認を得る必要がある。